

本県における手話関連施策の状況（R1）

手話関連施策の策定、推進 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第4次富山県障害者計画」(H31～2023)への手話関連施策の明記 ○ 富山県手話施策推進協議会の開催 手話関連施策について意見聴取等を行う。
相談及び意思疎通の支援体制の整備 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県聴覚障害者センターによる相談支援（県から運営費を補助） ○ 県専任の手話通訳者（2名）の設置 障害福祉課と県聴覚障害者センターに県専任の手話通訳者を配置し、県主催行事や聴覚障害者の来庁時等において手話通訳を行う。 また、県内の公的病院とインターネット回線を介してコミュニケーションを図る遠隔手話通訳サービスを提供する。 ○ 市町村の手話通訳者設置への支援 ○ 手話通訳者の派遣 ○ 県職員等向け手話講座の実施 県職員研修所において、県職員や市町村職員、教員を対象に実施する。 ○ 聴覚障害者向け生活訓練の実施 コミュニケーション・情報機器等に関する講習会を実施する。
手話による情報発信等 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事定例記者会見の動画への手話通訳の挿入 県ホームページに掲載する知事定例記者会見の動画に、手話通訳を挿入する。
手話通訳者の確保、養成等 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳者の養成研修 一般、実践、現任の各研修の実施や講師養成講習会への派遣を行う。 ○ 手話通訳試験等の受験料への助成 手話通訳士試験や手話通訳者全国統一試験の受験者に対して、受験料の半額を助成する。
手話を学ぶ機会の確保等 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県聴覚障害者センターによる普及（県から運営費を補助） 広報誌の発行、ホームページの運用、テキスト等の販売、センター研修室や情報機器の貸出しを行う。 ○ 字幕入り映像ライブラリー作品の制作、貸出し 聴力障害者情報文化センターが制作した字幕入りDVD等を県聴覚障害者センターで貸出す。 ○ 手話普及活動への補助 県内の手話サークル等が民間団体や企業等に対して手話の普及活動を行う際に、その費用の一部を補助する。 <p>新 「みんなで手話を知ろう、学ぼう」キャンペーンの推進</p> <p>県聴覚障害者協会等とともに、広く県民に対して様々な機会を捉えて手話等について知る、学んでもらう取組を展開する。</p> <p>新 障害福祉事業所における手話普及モデル事業の実施</p> <p>聴覚障害者による障害福祉サービスの利用を促進するため、障害特性への理解や手話の習得等に取り組む障害福祉事業所への支援をモデル的に行う。</p>
学校における手話の普及 (第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校・小中学校教職員向け手話研修の実施 ろう者等による手話研修会やミニ手話学習会を開催する。 ○ 幼児児童生徒等への手話の学習機会の提供 幼児児童生徒、保護者に対して、ろう者等による手話学習会を実施する。 ○ 一般の学校における手話の理解と普及の推進 総合的な学習の時間等を活用した手話体験などを実施し、優れた取り組みを紹介する。また、学校における手話の理解・普及に関する学習用の資料を作成する。